

プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和8年8月20日

富山市長 藤井 裕久

1 業務概要

(1) 業務名

市民課、とやま市民交流館及び婦中行政サービスセンター広告付き
受付番号案内システム設置事業

(2) 業務内容

別紙「市民課、とやま市民交流館及び婦中行政サービスセンター
広告付き受付番号案内システム設置事業仕様書」参照

(3) 履行期間

契約締結日から令和14年1月31日まで

(4) 事業予算額

0円（広告を掲載するモニターを設置することで、システムの設置及び維持管理にかかるすべての経費を事業者の広告収入により賄う）

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

ア 富山市競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。（参加
表明書提出時点で競争入札参加資格者名簿登載者でない者は、参加表
明書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1
項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間
中でないこと。

エ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定す
る資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。

① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定
する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定
する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再
生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決
定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生

手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続き開始の決定を受けた会社である場合を除く）
- ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 履行にあたり必要な要件

ア 過去の履行実績

公表日から起算して、過去5年以内に引渡しを完了した広告付き受付番号案内システム設置業務の経験があること。

3 日程及び事務手続き

(1) 業務説明資料について

ア 交付期間

令和8年8月20日(木)から令和8年9月3日(木)午後5時まで

イ 交付場所及び方法

富山市ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、市民生活部市民課において直接交付しますのでご相談ください。

(2) 参加表明書

ア 受付期間

令和8年8月20日(木)から令和8年9月3日(木)午後5時まで(必着)

イ 受付場所及び方法

市民生活部市民課において、持参又は郵送により受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、令和8年9月3日(木)必着とし一般書留又は簡易書留にて送付すること。

※郵送の場合の送付先：「6 問合せ先」のとおり。

ウ 添付書類について

- ①参加表明書 1部
- ②同種・類似業務の実績調書(様式1)
- ③資本関係・人的関係に関する調書(様式2)

(3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について

令和8年9月10日(木)に郵送により通知する。

なお、提案資格が確認された者に対しては、提案書の提出要請書を通知する。

(4) 質問書について

募集内容に関する質問がある場合は、指定した期間内に、質問書(任意様式)を電子メールにて提出すること。

※上記以外の方法による問合せには、応じかねますのでご了承ください。

ア 受付期間

令和8年9月10日(木)から令和8年9月17日(木) 午後5時まで

イ 提出先

市民課代表アドレス simin-01@city.toyama.lg.jp

※メール送信後は、電話(076-443-2048)まで、送付した旨を連絡すること。

ウ 回答方法

回答は質問者に対して電子メールにより行います。また、質問者の法人名を伏せた上で、富山市ホームページで公表します。

(5) 提案書

ア 受付期間

令和8年9月11日（金）から令和8年10月5日（月）まで（午後5時まで必着）

イ 受付場所及び方法

市民生活部市民課において、持参又は郵送により受け付けます。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、令和8年10月5日（月）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。

※郵送の場合の送付先：「5 問合せ先」のとおり。

ウ 作成上の留意事項

①用紙は原則A4判（横型、横書き、両面印刷、長辺綴じ）とし、ページ番号を付けること。A3を使用する場合は、中折とすること。

エ 提出書類

次の書類について、正本1部、副本8部を提出すること。

①提案書（任意様式）

提案書に記載する主な記載事項は次のとおりとする。

- 1) 企業概要
- 2) 企業提案の概要
（仕様、データの管理方法、操作方法等を含む）
- 3) 設置予定機材等及びシステム配置参考図
- 4) 設置スケジュール
- 5) 研修内容
- 6) 保守管理体制
- 7) 問合せ等への対応・体制
- 8) 広告の募集・審査体制、放送枠
- 9) 広告料・経費
・富山市への広告料の納付金額（通年（1年間）のものとし、消費税及び地方消費税を含んだ額）、広告を掲載するモニターに広告映像を放映する際に消費する時間電気量
- 10) 創意工夫
・その他独自の提案・工夫など

(6) ヒアリング

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施します。

ア 実施日時

令和8年10月14日（水）

※開始時間、開催場所、開催方法については別途通知する。

イ 実施方法

プレゼンテーション20分以内、実施後、質疑応答を行う。

ウ 留意点

- ①ヒアリングでの説明員の人数は3名までとする。
- ②パソコン、スクリーン、プロジェクターは市が準備する。なお、ヒアリング用のプレゼンテーションデータはヒアリング開催日前日までに提出すること。
- ③ヒアリングの内容は提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の配布、投影は認めない。

(7) 選定方法・結果の通知

ア 受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑応答による審査を行い、総合的に評価する。評価基準・項目・配点は別添のとおりです。

イ 最低選定基準点

合計850点のうち510点

ウ 結果通知

選考委員会の評価の結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知します。

なお、実施結果については、結果通知後に参加者の名称を富山市ホームページで公表します。参加者が2者以下であった場合、各参加者の得点が公表されますのでご注意ください。

4 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ④実施要領の内容を遵守しない場合
- ⑤その他選考委員会が不適合と認める場合

5 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、返却及びヒアリングに係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。
- (3) 提案書を受理した後の追加、修正等は認めません。
- (4) 提出書類の内容に関して、確認または問い合わせを行う場合があります。

- す。
- (5) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。
 - (6) このプロポーザルの実施に関する説明会等は実施しません。

6 問合せ先

富山市市民生活部市民課

〒 930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2048 / FAX 076-443-1036

e-mail simin-01@city.toyama.lg.jp